公益財団法人佐世保市スポーツ協会スポーツ表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人佐世保市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第４条第１項第５号に基づき、佐世保市におけるスポーツ功労者並びにスポーツにおいて優秀な個人及び団体の表彰を行いスポーツの振興を図ることを目的とする。

（表彰の種類）

第２条　表彰は、次に掲げる種類とし、当該各号に該当するものについて行う。

(1)　スポーツ功労賞

　　スポーツ活動の普及振興に貢献し、特に功労のあったもの

(2)　スポーツ優秀賞

　　当該年度において、スポーツの優秀な成績をおさめたもの

(3)　スポーツ優良団体

　　組織的にスポーツ活動を行って、実績をあげている団体

（表彰）

第３条　表彰は、理事会の決定により、会長がこれを行う。

２　表彰は、表彰状及び記念品を授与して、これを行うものとする。

（表彰の時期）

第４条　表彰は、表彰の場として最もふさわしい時期に行うものとする。

（候補者の推薦）

第５条　加盟競技団体・事務局及び佐世保市は、第２条各号の一つに該当する者があると認められるときは、表彰推薦書（様式１号、２号、３号）により推薦することができる。ただし、第２条（１）・（３）の推薦は加盟競技団体のみとする。

（その他必要な事項）

第６条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年１０月１日から施行する。